

東部丘陵地の中間エリア開発について、開発構想の発注先と発注内容

請求のありました標記の件につきましては、次のとおりです。

1. 発注先について
株式会社三菱地所設計
2. 発注内容について
特記仕様書（P2～P4）のとおり

東部丘陵地中間エリア具体化推進業務仕様書

1. 目的

城陽市では、令和 6 年度に開通する新名神高速道路（大津-城陽間）を活かしたまちづくりを進めており、東部丘陵地では先行整備地区である長池地区及び青谷地区のまちびらきの実現に向けた取組を推進している。

本業務は、令和 5 年度の京都府南部地域第 7 回都市計画定期見直しにおける中間エリアの市街化区域編入に向け、企業ニーズや城陽市の課題・弱点などの把握・分析結果を基に、中間エリアにおける今後のまちづくりを推進するための基本方針の案を作成する。

2. 委託期間

契約締結の日から令和 5 年 3 月 31 日まで

3. 業務内容

業務内容は以下のとおり。なお、業務区域は、東部丘陵地整備計画【見直し版】における中間エリア（新名神高速道路以南）とするが、先行整備地区を含めた東部丘陵地全体での一体的なまちづくりを念頭に置くとともに、京都府山城地域全体の発展に資する基本方針の案を作成する。

(1) 企業における進出先の用地、立地条件等のニーズ調査

- ・調査資料の作成
- ・調査企業の選定
- ・アンケート調査の実施、調査資料の送付/回収
- ・アンケート調査結果に基づき抽出した企業にヒアリング調査の実施

(2) 重点的に誘致ターゲットとする分野の検証

下記の検証を実施し、誘致の実現性が高く具体的な業種を選定する。

- ・国道 24 号城陽井手木津川バイパス等各種整備事業の事業効果の整理
- ・水道等各種インフラ供給に関する課題事項の整理
- ・先進的なまちづくり事例の収集・分析、近隣の競合産業用地の調査
- ・中間エリアの課題や特性、個性、魅力につながる資源を整理
- ・他の自治体との差別化（ブランディング）を図るため、競合産業用地の分析を行い、城陽市の特徴を整理

(3) 中間エリアにおける今後のまちづくりを推進するための基本的な方針の案の作成

上記 (1) (2) の内容を踏まえ、下記の基本的な方針案を作成する。

- ・企業ニーズ調査結果を踏まえて、城陽市にとって最適な土地利用のあり方（城陽市の目指す大きな方向性・ビジョン、施設の配置（ゾーン、軸、拠点）計画案）の案を作成する。
- ・他の自治体との差別化（ブランディング）を図り、地域資源の活用や地元企業、城陽市が実施する関連事業との連携などを積極的に盛り込む。

(4) パンフレットの作成

上記(1)から(3)の内容を踏まえ、事業パートナーを募集するためのパンフレットを作成すること。

4. 成果品

成果物として、下表に示すものを城陽市へ提出する。なお、成果品の納入に際しては、十分な社内検査を行い、履行期限までに監督職員の事前検収を受ける。

項目	部数	様式	摘要
業務完了報告書	2	A4 縦長	キングファイル
基本方針案	2		
本業務で製作した資料等	2		
オリジナルデータ一式	2	CD-R	Excel、Word、DWG 若しくは DXF
その他城陽市と受託が合意のうえ、成果品として提出を求めるもの	城陽市の指示による		
事業構想パンフレット	100		パワーポイント PPT

5 完了

当該業務完了は、成果品に業務完了届、納品書等を添えて提出し、検査に合格した時をもって完了とする。

なお、検査の合格後であっても、受注者の過失及び粗漏による不良箇所が発見された場合は、受注者の負担で速やかにこれを訂正する。

6 その他

- (1) 当該業務を履行するための個人情報の保護に関しては、別紙「個人情報保護に関する特記仕様書」の規定を順守すること。
- (2) 受託者は、契約時又は変更時において、契約金額 100 万円以上の業務について、測量調査設計業務実績情報サービス (TECRIS) に基づき、受注・変更・完了時に業務実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、受注及び変更時は契約後、完了時は業務完了後から土曜日・日曜日・祝日を除き、10 日以内に監督職員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録後は「登録内容確認書」を登録機関からダウンロードし、監督職員に提出しなければならない。
- (3) 本事業により得られた知的財産権(特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等)は、発注者に帰属する。
- (4) 受託者は、自ら製作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (5) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」と言う。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。
- (7) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。